滋賀県立彦根東高等学校 鲁. 会 会 則

令和元年5月19日改正

- 第1条 本会は金亀会と称し、事務局を滋賀県立彦根東 高等学校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の交誼を厚くし、会員と母校と の関係を親密にすることを目的とする。
- 第3条 本会の会員は次の通りとする。
 - 1. 正会員(イ)県立彦根中学校・旧彦根東高等学 校・彦根高等学校・彦根東高等学 校の 卒業生
 - (ロ) 母校に在学した者で理事会の承認 を得た者。
 - 2. 特別会員 母校教職員
 - 3. 名誉会員 本会に特別の関係があり、会長が推 薦した者。
 - 4. 客 員 母校旧職員
- 第4条 本会に次の役職員を置き、任期は2年とする。 但し, 重任しても差し支えない。

(補欠で役員になった者の任期は前任者の残任 期間とする。)

会長1名,副会長5名以内,常任理事20名以 内, 理事若干名, 幹事若干名, 会計3名, 会 計監査2名

- 第5条 本会の役職員は次の方法で決める。
 - 1. 会長及び副会長,並びに会計監査は,総会に於 て会員中より選出する。
 - 2. 常任理事は、会員中より、総会の承認を経 て, 会長が委嘱する。
 - 3. 理事, 幹事の選出は, 各卒業年次の推薦を受 け,常任理事会の承認を経て,会長が委嘱す

教頭, 同窓会係, 母校勤務の同窓職員及びPT A会長を理事に委嘱する。

- [注]・理事 彦中 47 回~彦中 60 回·······各 1 名程度 彦高 1回~東高 25回……各 2名程度 東高 26 回~ ……若干名
 - 幹事 彦中 47 回~彦中 55 回……各 1 名程度 彦中 56 回~東高 28 回……各 2 名程度と 定時制1名程度

東高 29 回~東高 66 回……各クラス数と

定時制1名程度 東高 67 回~ ………各クラス数程度

- 4. 会計は総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 第6条 本会の役職員の任務は次の通りとする。
 - 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは その代理を努める。
 - 3. 常任理事は、常任理事会を組織し、会長の諮問 に関する事項,予算,決算,年度の会務,その 他本会の重要事項について立案審議する。
 - 4. 理事は理事会を組織し、臨機の要務について議 決する。但し,会長は必要に応じ,常任理事会 を以て理事会に代えることが出来る。
 - 5. 幹事は幹事会を組織し、会長の諮問に関する諸 事項, その他本会の重要事項について評議す
 - 6. 会計は,会計事務を担当する。

- 第7条 本会に顧問を置く。顧問は本会に功労のあった 者で,総会の決議を経た者,及び母校校長と し、会長 が委嘱する。 顧問は会長の諮問に応じる。
- 第8条 総会は、毎年5月に開く。但し、会長が必要と 認めたときは随時開催することができる。 総会には, 本会の事業及び会計の報告並びに本 会運営の重要事項を付議する。

第9条

- 1. 本会は必要に応じ会誌または記念品をつくり会 員に配布する。
- 2. 金亀会報を年1回発行し、会員に配布する。
- 第10条 本会の経費は、会費・寄付金及び資産から生じ る収入で支弁する。
- 第11条 正会員の会費は、次のとおりとする。
 - 1. 入会の際 3,000 円を納付し、これを入会金とす る。ただし在校時3ヶ年の分割納付とする
 - 2. 終身会費 10,000 円, または, 年会費 1,000 円とする。
 - 3. 本会の趣旨に賛同して賛助する者は賛助会費と して1口 5.000 円を納付することができる。
- 第 12 条 本会は基金を設置し、その元本は理事会の議決 を経なければ使用することはできない。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3 月31日に終わる。
- 第14条 本会に支部を設置することができる。
 - 1. 支部を設定しようとするときは、会長に次の事 項を届け出て、常任理事会で承認を得なければ ならない。
 - (1) 支部の名称
 - (2) 支部の所在地
 - (3) 支部の規則
 - (4) 支部の役員名
 - 2. 支部の運営は支部の規則によって行なう。
 - 3. 支部長(または代理者)は、常任理事会に出席 することができる。
 - 4. 1. (1) ないし(4) に変更があったときは、支部 長(または代理者)は速やかに会長に届け出る ものとする。
 - 5. 支部の廃止については、支部長(または代理 者) は廃止の旨を会長に届け出て、常任理事会 の承認を得なければならない。
- 第15条 本会の体面を汚すような行為を行った会員は, 総会の決議により除名することができる。
- 第16条 本会会則の改正は、総会において行い、出席者 の過半数の賛成を必要とする。
- 附則: 平成 26 年度から 60 歳以上の会員に対して賛助 会費の案内を金亀会報発送時に同封する。

昭和 63 年 5 月 22 日改正 平成 4年5月24日改正 平成 10 年 5 月 31 日改正 平成 26 年 5 月 25 日改正 平成 30 年 5 月 20 日改正 令和 元 年 5 月 19 日改正